

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第5条の2、第5条の4関係）		別表第1（第5条の2、第5条の4関係）	
職	割合	職	割合
本庁部長	100分の25	本庁部長 局長（出納局長を除く。） 知事公室長	100分の25
知事公室長 防災局長 理事（人事委員会の認めるものに限る。） 略		※理事 略	
理事（人事委員会の認めるものに限る。） 略	100分の20	理事 略	100分の20
略 政策調整監 観光交流局長 会計管理者 略	100分の15	略 政策調整監 会計管理者 略	100分の15
略 県税事務所長	100分の10	略 東讃県税事務所長 中讃県税事務所長 略 さぬき警察署長	100分の10
略 さぬき警察署長 三豊警察署長 観音寺警察署長		観音寺警察署長	
※印の付されている職のうち、右欄に掲げる割合が100分の15である職にあつては給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）別表第1の区分欄に定める区分が3種であ		※印の付されている職のうち、右欄に掲げる割合が100分の25である職及び100分の15である職にあつては給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号。以下「規則」とい	

る場合、右欄に掲げる割合が100分の10である職にあつては同表の区分欄に定める区分が4種である場合又は職務の級が行政職給料表8級である場合に限る。

う。) 別表第1の区分欄に定める区分が2種又は3種である場合、右欄に掲げる割合が100分の10である職にあつては規則別表第1の区分欄に定める区分が4種である場合又は職務の級が行政職給料表8級である場合に限る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。